

2025年5月

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・テクノロジー厳選株式ファンド(愛称: J テック+)」
約款変更(予定)に関する手続き実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご投資いただいております「フィデリティ・テクノロジー厳選株式ファンド(愛称: J テック+)」(以下、「当ファンド」)につきましては、より幅広い投資機会追求のため、未上場株式等も投資対象とするための約款変更を予定しております。

なお、未上場株式等は一般の上場株式と比べて企業価値評価や流動性などの観点でリスクが大きく異なることから、本件約款変更は「その内容が重大なもの」と判断し、法令・約款の規定に従い受益者の皆様からの異議申立を受け付けるものいたします。つきましては、「本お知らせ」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(この約款変更に関してご異議のある場合はその旨を書面にてお知らせいただく必要がありますが、この約款変更に関してご異議のない場合は特別なお手続きは必要ございません。詳しくは次頁以降をご確認ください。)

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

フィデリティ投信株式会社

カスタマーサービス

:0570-051-104 (営業日の午前9時~午後5時)

受付期間:2025年7月16日(水)まで

1. 異議申立手続・約款変更の日程について

① 公告日(電子公告)	:2025年5月17日(土)
② 異議申立期間	:2025年5月19日(月)から2025年6月18日(水)まで
③ 約款変更可否決定日	:2025年6月19日(木)
④ 異議申立者の買取請求期間	:2025年6月25日(水)から2025年7月14日(月)まで
⑤ 約款変更適用予定日	:2025年7月16日(水)

① 2025年5月17日(土)付けで、2025年5月19日(月)現在の受益者の方を対象に本件約款変更に関する異議申立を受け付ける旨を公告(電子公告)します。

- ・ フィデリティ投信株式会社のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)に掲載します。

② 2025年5月19日(月)~2025年6月18日(水)の間、異議申立を受け付けます。この約款変更に関してご異議のない場合、特別なお手続きは必要ありません。

- ・ ご異議のある場合、封書等の書面に下記(1)の事項をご記入頂き、下記(2)の宛先まで、2025年6月18日(水)必着にてご郵送ください。

(1)ご記入頂く内容

- | |
|---------------------|
| a. 郵便番号・住所 |
| b. 氏名 |
| c. 電話番号(日中連絡先) |
| d. 保有しているファンド名 |
| e. 受益権の保有口数 |
| f. 取扱販売会社、取引店名、口座番号 |
| g. 約款変更に対して反対する旨 |

(2)宛 先

〒106-0032 東京都港区六本木七丁目7番7号 トライセブン六本木ビル フィデリティ投信株式会社 クライアントサービス部 約款変更に関する受付窓口 宛
--

(3)異議申立に当たっての留意事項

- ・ 複数の販売会社・支店等を通じて当ファンドを保有されている方は、該当する全ての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。
- ・ 異議申立期間終了後の弊社到着分につきましては、異議申立を無効とさせていただきます。
- ・ 書面の記載内容に不備等がある場合、異議申立を無効とさせていただきます。記載内容の不備を補完するために、販売会社またはフィデリティ投信株式会社から確認のご連絡を差し上げる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 異議申立をされた受益者様につきましては、取扱販売会社とフィデリティ投信株式会社および受託会社(再信託を含みます。)との間で当該受益者様に関する情報を共有することにご同意頂いたものといたします。フィデリティ投信株式会社は、個人情報についての関係法令および弊社業務に該当する各省庁ガイドライン等を誠実に遵守し、お客様からお預かりした個人情報は、本件手続に関する事務等を適切に行なうための目的に利用いたします。ただし、当該個人情報をもとに取扱販売会社より、情報提供等のご案内をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

- ③ 2025年6月19日(木)に本件約款変更の可否が決まります。
- ・ 異議申立をされた受益者様の受益権口数が、2025年5月19日(月)現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合は、約款変更を行ないません。2分の1を超えない場合は、予定通り2025年7月16日(水)をもって約款を変更いたします。
 - ・ フィデリティ投信株式会社のホームページにおいて、2025年6月19日(木)正午頃(予定)より、償還可否の結果をご案内いたします。約款変更が行なわれない場合は、当ファンドの知られたる受益者の皆さまにあらためて書面を交付いたします。
- ④ 約款変更が決定した場合、2025年6月25日(水)～2025年7月14日(月)の間、異議申立をされた方は受託銀行に対し買取請求ができます。
- ・ 約款変更が決定した場合、異議申立をされた受益者様は、上記期間内に、自己に帰属する受益権について、当該受益権が有すべき公正な価額で、受託会社(信託銀行)に対し、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。本買取請求の手続きは、法令・信託約款の規定に基づいて行なわれるものであり、取扱販売会社に対する通常の換金手続きではありません。
 - ・ 買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここで公正な価額とは、一般に、受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額(信託財産留保額があるファンドの場合は、控除後の解約価額)となります。必要書類を販売会社に提出した日とは異なります。
 - ・ 上記のような手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の換金請求よりも日数を要する場合があります。
 - ・ 当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は買取を請求された受益者様のご負担となり、買取代金から差し引かせて頂きますのであらかじめご了承ください。
 - ・ 異議申立による買取請求を行なった受益権については、通常のご換金のお申込みを行なうことはできなくなります。
 - ・ 受託会社に対する手続きのため、販売会社の特定口座を利用することはできません。
 - ・ 買取請求を行なう場合、マイナンバー(個人番号)を確認させて頂くために、個人番号カードもしくは通知カードのコピーまたは個人番号の記載のある住民票の写し、および本人確認書類をご自身の負担で受託会社へ直接ご送付頂くこととなります。(法人の場合は、法人番号通知書もしくは法人番号入り印刷書類のコピー等をお送りいただく必要があります。)
 - ・ 異議申立をされた受益者様は、必ず本買取請求を行なわなくてはならないものではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、異議申立をされたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金のお申込みを受け付けいたします。
- (注)上記は、異議申立受益者の買取請求についての一般的な説明です。本買取請求に関する書類は、約款変更が決定した場合に、異議申立をされた受益者様に対して、フィデリティ投信からお送りいたします。
- ⑤ 約款変更が決定した場合、2025年7月16日(水)付けで、約款変更の効力が生じます。
- ・ 本件約款変更の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

2. 予定している投資信託約款の変更の内容等

当ファンドは、現在、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象として運用を行っておりますが、今般、より幅広い投資機会を追求するという観点から、未上場株式等も投資対象に加えるための約款変更を行ないます。未上場株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。

約款変更後の交付目論見書では、未上場株式等への投資に係るリスクや、購入・換金申込みの受付中止および取消の可能性等について、該当箇所を修正・追記する予定です。

約款変更後の交付目論見書の記載予定内容や約款変更の箇所・内容については、以下をご参照ください。

ご参考(約款変更後の交付目論見書について)

下線部分が、変更・追加箇所です。純資産総額の15%を上限に未上場株式等に投資できるようにするとともに、未上場株式等に関連するリスクや留意点を手当いたします。

1. ファンドの目的・特色

■ファンドの特色

<変更後>

- 1 わが国のテクノロジー関連企業(技術進歩や技術改良につながる、またはこれらから恩恵を受けられる可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事していると判断される企業をいいます。)の上場株式を主要な投資対象とします。
- 6 国内のテクノロジー関連企業の上場株式を主要投資対象としますが、信託財産の純資産総額の35%を上限として海外のテクノロジー関連企業の上場株式に投資することもあります。また、国内外の取引所に上場されていない株式等(未上場株式または未登録株式、普通株に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含みます。以下「未上場株式等」といいます。)に投資することもあります。

■主な投資制限

(追加する投資制限)

未上場株式等への投資割合	信託財産の純資産総額の15%以内とします。
--------------	-----------------------

2. 投資リスク

■基準価額の変動要因: 主な変動要因

(追加する主な変動要因)

未上場株式等への投資に関するリスク	<u>未上場株式等は一般的に上場株式と比較して流動性が著しく乏しいため、売却時に直ちに売却できないことや不利な価格での取引を余儀なくされることなど、流動性リスクを含め各種リスクの影響を大きく受ける可能性があります。また、未上場株式等の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積りであり、日々のファンドの基準価額算出においては、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することが困難となります。加えて、未上場株式等は各銘柄の価格が各企業の個別要因やイベント(デフォルト・上場・M&A等)によって大きく変動し、上場企業の株式とは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があると考えられます。これらに伴い、結果としてファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被る可能性があります。</u>
-------------------	--

■その他の留意点

(追加・変更するその他の留意点)

未上場株式等への投資に関するその他の留意点:

・未上場企業への投資には特有のリスクが存在します。一般に倒産や財務不安定性などのリスクや不確実性が高く、投資資金が回収できない場合にはファンドの基準価額に悪影響を及ぼします。

・未上場株式等の評価頻度は上場株式と異なるため、更新時にはファンドの基準価額に大きく影響することがあります。また、財務諸表と運用報告書の数値は会計基準の違いにより異なる場合があります。

・未上場株式等の組入比率が低い期間または組入れていない期間においては、運用方針で定める比率の範囲内で組入れた場合に期待される投資効果を得られない場合があります。また、未上場株式等の評価頻度は上場株式と異なるため、上場株式市場の上昇局面においては、短期的に期待される投資効果が得られない場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点:

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等)、流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるとき、また未上場株式等の投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合や未上場株式等の価値に影響する事象等を認識し、ファンドの基準価額への影響が大きいと判断した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

4. 手続・手数料等

■お申込みメモ:購入・換金申込受付の中止及び取消し

<変更後>

購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるとき、また未上場株式等の投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合や未上場株式等の価値に影響する事象等を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
-------------------	---

※なお、約款変更後の交付目論見書については、2025年7月16日(水)以降、フィデリティ投信のホームページにて閲覧可能です。

ご参考(約款変更の新旧対照表)

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>わが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式(以下「上場株式」といいます。)を主要な投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①(略)</p> <p>② 国内のテクノロジー関連企業の上場株式を主要投資対象としますが、一部、海外のテクノロジー関連企業の上場株式や、国内外の取引所に上場されていない株式等(未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法(平成17年法律第86号)もしくはこれらに準じて開示が行なわれているもので一般社団法人投資信託協会規則に定める要件を満たすもの、普通株に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含みます。以下「未上場株式等」といいます。)に投資することもあります。</p> <p>③～⑧(略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧(略)</p> <p>⑨ 未上場株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。</p> <p>⑩ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>わが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①(同左)</p> <p>② 国内のテクノロジー関連企業の株式を主要投資対象としますが、一部海外のテクノロジー関連企業の株式に投資することもあります。</p> <p>③～⑧(同左)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>⑨ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑤(略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>②～⑤(同左)</p>

新	旧
<p>⑥ <u>前各項の規定にかかわらず、未上場株式等(未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法(平成17年法律第86号)もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人投資信託協会規則に定める要件を満たすもの、普通株に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含みます。以下同じ。)への投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託者が判断した場合や未上場株式等の価値に影響する事象等を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合、その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。</u></p> <p>⑦ <u>前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。</u></p> <p>(運用の指図範囲) 第20条(略) ②～④(略) ⑤ <u>委託者は、信託財産に属する未上場株式等の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>⑥ <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p> <p>(投資する株式等の範囲) 第23条(略) ②(略) ③ <u>前2項の規定にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式については委託者が投資することを指図することができるものとします。</u> 1. <u>金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているもの)に限り、提出している発行会社(金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているもの)に限り、提出している発行会社を含みます。)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>⑥ <u>前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。</u></p> <p>(運用の指図範囲) 第20条(同左) ②～④(同左) (新設)</p> <p>⑤ <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p> <p>(投資する株式等の範囲) 第23条(同左) ②(同左) (新設)</p>

新	旧
<p>2. <u>公認会計士または監査法人により会社法(平成17年法律第86号)に基づく監査が行なわれ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等を委託者において入手できる発行会社</u></p> <p>3. <u>公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社</u></p> <p>4. <u>外国株式であって前3号に準ずるもの</u></p> <p>(信託の一部解約) 第50条(略) ②～④(略) ⑤ <u>前各号に関わらず、委託者は、未上場株式等への投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託者が判断した場合や未上場株式等の価値に影響する事象等を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合、その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</u></p> <p>⑥ <u>前各号に関わらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</u></p> <p>⑦ <u>前2項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。</u></p> <p>⑧ <u>委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合または下回ることが明らかとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。</u></p>	<p>(信託の一部解約) 第50条(同左) ②～④(同左) (新設)</p> <p>⑤ <u>委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</u></p> <p>⑥ <u>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。</u></p> <p>⑦ <u>委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合または下回ることが明らかとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。</u></p>

以上